

## 令和6年度 東京都立東久留米特別支援学校 学校経営計画

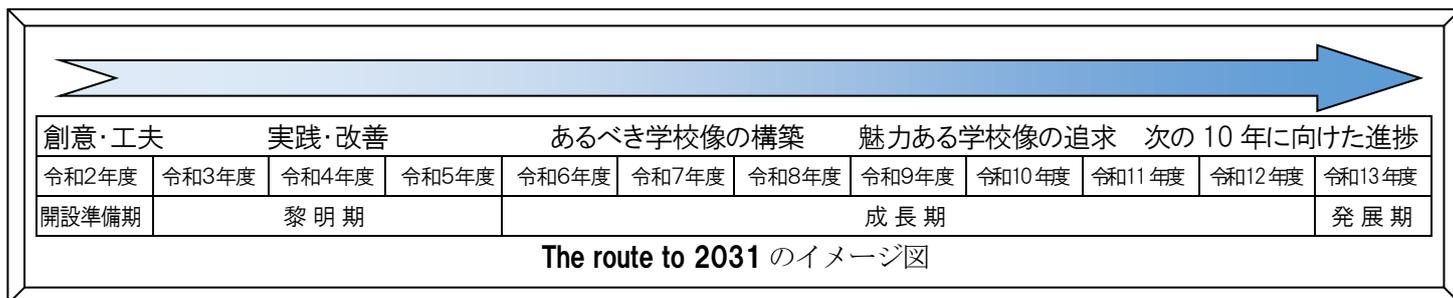
### 《 目指す学校 》

率先垂範 ～自立と社会参加のための「しなやかに生きる力」を育むために～

教育基本法には、学校教育について「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」こと、また、教員について「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」ことが示されている。

また、本校は令和3年（2021年）に開校し、教育基本法、こども基本法をはじめとする関係法令や「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日付19文科初第125号文部科学省初等中等教育局長通知）、東京都教育施策大綱、東京都教育ビジョン（第4次）（令和元年6月策定）等の施策に則り、東京都特別支援教育推進計画の理念を踏まえ、普通科と職能開発科の二つの学科を併設する知的障害特別支援学校高等部単独校として、「自立と社会参加に必要な確かな学びを実現する学校」を目指し、学校経営を推進してきた。

黎明期でもある開校からの3年間は、全世界に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症への対応や対策を余儀なくされる中、創意と工夫によって学校としての基礎を積み上げてきた。開校4年目にあたる令和6年からは、平成28年2月に公表された「久留米特別支援学校（当時の仮称）基本計画検討委員会報告書」によって示された教育目標を実現することはもちろん、開校10周年にあたる令和13年（2031年）のあるべき学校像を見据えた成長期としての7年間（The route to 2031）を俯瞰して学校経営をしていく必要がある。



## I 学校の教育目標

- 1 青年期にふさわしい健康な体と豊かな心を育み、心身の健全な発達を図る。
- 2 基本的な生活習慣を確立するとともに、自ら考え主体的に行動する力を育てる。
- 3 社会生活に必要な基礎的な学力を身に付け、思いやりの心と規範意識をもった人間を育成する。
- 4 他者との関わりを通して、社会性や協調性、表現力を育み、社会の中で豊かに生活するための力を伸ばす。
- 5 社会の一員として働くために必要な知識や技能、態度、習慣を育てる。

## II 校訓 <学校コンセプト>

### 知 仁 勇

- 学び続ける人に (学び続ける知者であれ)  
思いやる人に (心を思う仁者であれ)  
行動する人に (果敢に挑む勇者であれ)

### Ⅲ 東久留米ウェイ

- ・ 生徒ファーストを貫き、特別支援教育のトップリーダーを目指します
- ・ 生徒の多様な自立と社会参加を切り開く努力を続けます
- ・ 主体的に社会に働きかけ、貢献し、皆の幸せを追求する人材を育てます

### Ⅳ 学校経営基本方針

- ・ 法令に基づき生徒を中心とした教育の推進  
教育・福祉関連法令、こども基本法等の主旨を踏まえ、生徒を中心とした教育活動を展開することにより、自立と社会参加、ひいては共生社会の実現を目指した教育活動を推進する。
- ・ 人権教育の推進  
生徒の人権が最大限尊重されるとともに、互いの人権を尊重しあえる学校運営を進める。
- ・ 学校コンセプトの徹底  
すべての教育活動、学校業務において「知仁勇」の学校コンセプトを学校経営の基盤とする。
- ・ 組織的な学校運営  
連携力を強みとした学校組織とし、学校組織の主体である生徒とともに学校運営を進める。  
予算編成における選択と集中の実施と適正な執行を行う。
- ・ 学科併設の良さを生かす  
普通科と職能開発科が併設する強みを生かして、お互いを高めあう学校運営を進める。
- ・ コンプライアンスを重視した信頼される学校  
生徒が信頼を寄せる学校であるとともに、地域社会からも信頼される学校運営を進める。

### Ⅴ 中期目標と方策

#### 1 学習指導

- (1) 授業改善  
生徒の資質・能力を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」となる授業づくりを進める。
- (2) 障害の特性を踏まえた指導  
生徒一人一人の障害特性を踏まえ、目標に向け具体的な手立てを講じた指導を充実させる。
- (3) 生きる力の育成  
学習指導全般にわたり、生きる力の育成を目指した指導を進める。
- (4) 外部人材の活用  
外部専門員、特別専門講師など外部人材を活用したコンサルテーションを推進する。
- (5) ICT活用の推進  
授業におけるDXの推進や、コミュニケーションツールとしての活用を進め学習指導を充実させる。
- (6) 基礎体力の向上  
生徒一人一人に応じた基礎的な運動を継続的に実施し、体づくりと基礎体力の向上を図る。
- (7) 多文化共生の精神の涵養と協働する力の育成  
「東京グローバル人材育成指針」（令和4年3月）の理念を生かした教育活動を展開する。

#### 2 生活・安全指導

- (1) 相談支援の充実  
自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）等に基づき、気軽に話せる、相談できる環境を整え、いじめや自殺防止などに向け、相談支援を充実させる。
- (2) 情報モラル教育の充実  
情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を学ぶ情報モラル教育を推進する。
- (3) 安心・安全な学校生活  
安全対策、事故の未然防止を行い、安心・安全な教育環境を整備する。
- (4) 防災教育の推進  
自助、共助を基本としながら、様々な災害に備える防災教育を推進する。
- (5) 健康管理能力の向上  
体調の維持や管理に必要な知識や技能を高めながら健康管理能力の向上を図る。

- (6) メンタルヘルスケアの充実  
精神、心理の専門家との相談機能を向上し、メンタルヘルスケアの充実を図る。

### 3 進路指導

- (1) 希望する進路実現率100%  
普通科及び職能開発科生徒の進路選択・決定における支援を充実させる。
- (2) キャリア教育  
自己肯定感、自己有用感を育み、未来への期待感を高めるキャリア教育を推進する。
- (3) アフターケア  
本人講座の実施や就労先アフターフォローなど、卒業生へのアフターケアを推進する。
- (4) ロールモデル  
教職員がロールモデルとなることで、社会人としての振る舞いを学ぶ機会を充実させる。

### 4 特別活動・地域交流

- (1) 学校行事の充実  
生徒が主体的、意欲的に活動できる学校行事を組織的に推進する。
- (2) 交流活動の推進  
地域の学校や地域機関、住民との交流活動を充実させ地域理解の推進を図る。
- (3) 主権者教育の推進  
生徒会活動や委員会活動を通じて生徒の自治意識の向上を図る。
- (4) 部活動改革の推進  
生徒の自発性・自主性を養い、人間的な成長を第一に考えた部活動を実施し、かつ改革を推進する。

### 5 開かれた学校、特別支援教育の推進

- (1) センターの機能の充実  
地域の学校や地域機関とネットワークを組みコーディネートすることで、特別支援教育を推進する。
- (2) 開かれた学校  
教育活動を積極的に公開し、特別支援教育の理解推進を図る。
- (3) 職能開発科の理解推進  
多様な方法で職能開発科の概要や進路に関する情報発信を行い職能開発科への理解を推進する。
- (4) 外部評価による学校改善  
多様な評価や意見を受けることで、学校教育の在り方を検証し学校改善につなげる。

### 6 能力開発・働き方改革

- (1) 服務事故の根絶  
服務事故の根絶に向けた組織的な取り組みを推進する。
- (2) 教職員が一体となった学校運営  
教育系職員、行政系職員が一体となった学校運営をさらに推進する。
- (3) 「みんなのための働き方改革」の推進  
「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」(令和6年3月策定)等を踏まえた、働き方改革の具体化やライフステージに応じた制度利用を推進する。

### ～令和6年度スクールプラン～

東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画(令和4年3月策定)及び「TOKYO ACTIVE PLAN for students」(令和4年3月策定)に基づき、以下の取組を推進する。

### VI 今年度の取組目標と方策 (数値等目標)

#### スクールプラン1 【学習指導】

- (1) 生徒の人権に配慮した指導の充実を図る。(人権研修の実施年間3回以上、いじめ聞き取り調査2回実施、体罰調査1回)
- (2) シラバスに基づき、生徒が主体的に学ぶ授業、分かる授業、できる授業を展開することを目指す。(学校評価該当項目における肯定的評価85%以上)
- (3) 外部専門員や特別専門講師による指導のもと、教員の授業力向上を目指し、3観点を踏まえた学習評価を行

い、生徒の学習意欲を高める。(研修会実施)

- (4) 経験等に応じた専門性及び授業力向上に向けた人材育成を推進する。(年次研修)
- (5) ICT機器を活用した学びを充実させるとともに、一人1台端末の活用方法を工夫する。(研修会)
- (6) 外部の専門家の指導のもと、作業学習、職業に関する専門教科においては、ビジネスモデルを取入れた実践的な指導を行う。(外部人材導入1,000時間以上)
- (7) 「学校2020レガシー」に基づき、パラスポーツ、社会貢献、伝統・文化活動、環境教育等の教育を実施し、レガシーとなるよう進める。(各教科等における単元設定)
- (8) 個々の生徒の障害特性に応じた指導内容を検討し、適切な学習目標や手立てが設定された個別指導計画を策定し、主体的、対話的で深い学びを進める。(学校評価該当項目における肯定的評価90%以上)
- (9) 全教員が年間1回以上、学習指導案を作成して研究(研鑽)授業を実施し、組織的に授業改善に取り組む。(研鑽授業回数)
- (10) 生徒の総合的な体力向上を目指し、身体機能及び基礎体力向上に向けた指導を継続的に行う。(東京都統一体力テスト実施)
- (11) 図書環境を整備し、読書活動の充実を図るとともに、生涯学習としての読書を位置づけた取り組みを推進する。(蔵書や資料等の充実)

## スクールプラン2 【生活指導】

- (1) 生徒の思いを聞き取り、安心して過ごせる学校づくりを推進するとともに、スクールカウンセラー等心理の専門家による相談機能を向上させ、メンタルヘルスケアの充実を図る。(個人面談、カウンセリング)
- (2) 生徒の学校生活や家庭での生活の変化を素早く見定め、組織的な対応を行い、生徒が健全な学校生活を送れるようにする。(不登校傾向生徒支援、支援会議、自殺や性的トラブル等未然防止対策)
- (3) 「SNS東京ルール」を踏まえた関係諸機関と連携した指導により、SNSによる「いじめ」や事故を防止する。(セーフティ教室)
- (4) 生徒の実態に応じた一人通学の推進や、スクールバス等交通機関の適正な利用、家庭における自転車の適切な利用など、安全に留意して、移動の自立を促す取り組みを進める。(個別指導計画記載、日常の安全指導)
- (5) 通学指導における個々の課題を明確にし、一人通学に向けた取組を充実させる。(スクールバス乗車生徒の一人通学に向けた指導計画作成)
- (6) 危機管理マニュアルに基づき、災害や防犯等様々な危機管理体制を整備する。訓練等を生徒が自助・共助の意識をもった防災体制を整える。(避難訓練)
- (7) 地域と連携した防災体制のために、総合防災訓練、宿泊防災訓練等を計画的に実施する。(訓練実施)
- (8) 「食に関する指導」の全体計画を作成し、「食育」の指導の充実を図る。食を通じた健康作りに努め、家庭と学校が連携した安全安心を踏まえた「食育」が行えるようにする。(食物アレルギー対応)
- (9) 医療的ケアが必要な生徒に対し、ニーズに応じた安全で適切な医療的ケアを実施する。(医療的ケア委員会)
- (10) 思春期の生徒への心身の健康や性に関する最新の知見を得て、効果的な指導を行う。(研修会)

## スクールプラン3 【進路指導】

- (1) 生徒の意思、適性に応じた適切な進路指導を実施する。(希望する進路の実現率100%、職能開発科における企業就労率100%)
- (2) 作業学習、職業に関する専門教科での販売やサービスの提供を通し、地域との交流、地域貢献につながる活動を充実させる。(外部販売・活動等の拡充)
- (3) 成年年齢を踏まえた、消費者教育の充実を図る。(指導計画の作成と実施)
- (4) 年間でプログラムされた、保護者や地域関係機関に向けた進路学習会を実施し、進路の情報発信、情報共有を進める。(進路学習会実施回数、参加人数)

## スクールプラン4 【特別活動・地域交流】

- (1) 体育的行事(スポーツフェスタ)や文化的行事(東久留米フェスタ)は、生徒の主体的な取組を積極的に取り入れながら計画・実施する。(生徒による実行委員会の設置)
- (2) 校外学習、宿泊行事等、学校行事を組織的に運営し、生徒の主体的な活動を計画的に推進する。(普通科と職能開発科が、合同で行う宿泊行事等、体育的行事、文化的行事を各1回実施)
- (3) 同年代の仲間との関わりを通し、社会性を養うため、地域の高等学校との授業や部活動等の交流を活性化させる。(都立久留米西高等学校等との交流)
- (4) 生徒会活動を活性化させ、生徒の自治意識の向上を図る。(昼休み放送を活用した活動報告等)

- (5) 対外試合や演奏会、展示会等への参加を通じて成長を促すとともに、部活動改革を推進し、時代背景や社会背景に応じた活動の在り方を検討する。(部活動改革の推進、コンクール、都大会、全国大会出場等)

### スクールプラン5 【開かれた学校・特別支援教育の推進】

- (1) 通学区域の中学校、高等学校、特別支援学校との連携を強化し、特別支援教育コーディネーターを活用して、特別支援教育のセンター的機能を発揮する。(年間 50 回以上)
- (2) 開かれた教育課程を実施する学校として、学校公開、授業参観等を行い、特別支援教育の理解啓発を図る。(来校者各 100 名以上)
- (3) 地域の福祉課や家庭支援センター等の関係機関と連携し、支援会議や移行支援会議を実施する。(支援会議及び移行支援会議実施)
- (4) 職能開発科説明会を充実させるとともに、地域中学校等への理解推進の徹底を図る。(学科説明会年間参加者 300 名以上、中学校等訪問 20 回以上、入学者選考倍率 1.1 倍以上)
- (5) 計画的な学校 Web サイトの更新や様々な広報ツールを活用し、積極的に情報発信を行い、信頼される学校を目指す。(Web サイトの更新 年間 100 回以上)
- (6) 学校評価を多様な方法で実施し検討検証することで、学校改善を行う。(学校運営連絡協議会、経営会議)

### スクールプラン6 【能力開発・働き方改革】

- (1) 校務分掌等の業務について、個々の教職員の役割を明確化し、進行管理する。状況に応じ業務シェアを行い業務の効率化を組織的に進める。(分掌業務のマニュアル化推進)
- (2) 都立学校統合型校務支援システムを積極的に活用し、業務の効率化を進める。(出席簿、個別指導計画、学校生活支援シート等の移行と活用)
- (3) ICT 機器・T A I M S 端末等を適正に活用し、効率化を図る。(情報集積・活用・管理システムの構築、ペーパーレス化)
- (4) 主幹教諭・主任教諭の役割として、O J T が適切に機能する組織作りを行い、若手教員だけでなく、指導する側の教員の資質向上につなげる。(校内研修・O J T の充実)
- (5) 職員室と経営企画室の校務運営の一体化をさらに推進し、意思疎通等の円滑化を図る。(分掌への参画等)
- (6) クリーンデスクを徹底し、職員室や経営企画室の執務環境を整えることで、個人情報の適正な管理・活用ができるシステムの構築を図る。(定例日の設定)
- (7) コンプライアンス(法令遵守、ルールに従った公正公平な業務の遂行等)を遵守し、サービス事故を根絶し、信頼される職務や業務の遂行を実現する。(サービス研修)
- (8) 定時退庁日や外部への開庁時間を定めるとともに、定期的な業務日を設定することで、業務の効率化を図る。(自動応答電話の新規導入、学校閉庁日の設定、終鈴の新規導入、MY 定時退庁日の導入、勤務日の時間外在校時間の縮減等)
- (9) 教職員のライフワークバランスの実現に向けた組織的な推進を図る。(男性育児休業の取得)